

引越のときは 転出の手続は便利なマイナンバーカードで!

入学・就職・転勤等の引越で、住所が変更になる方は、14日以内に「正確な住所の届出」が必要です。

住民票の住所の異動届(転入届・転居届・転出届)は、国民年金及び国民健康保険の資格確認、選挙人名簿の登録等につながる大切な手続ですので、お忘れのないようお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン等を利用してマイナポータルからオンラインで転出届が可能(マイナンバーカードに設定した暗証番号が必要)です。

●マイナンバーカードを利用した転出届のメリット

1 いつでもできる(市町村役場の開庁時間以外でもOK)

2 どこでもできる(市町村役場への来庁は原則不要です)



※ 転入届・転居届に関しては、これまでどおり、市町村役場窓口での手続が必要です。

3/24(月)から変更 パスポートの作成時間(申請～受取)と料金

① パスポートが県外の国立印刷局で作成されることになり、作成時間を変更します。

西原町役場受付：14開庁日 沖縄県旅券センター受付：10開庁日

※ パスポートの申請は、余裕をもって早め(受取の1ヶ月前を目処)をお願いします!

② パスポートに関する都道府県手数料が改正されたことにより、料金を変更します。

種別		申請方法	国の収入印紙	県の収入証紙	合計
10年旅券		用紙(町役場来庁)	¥14,000	¥2,300	¥16,300
		電子(オンライン)	¥14,000	¥1,900	¥15,900
5年旅券	12歳以上	用紙(町役場来庁)	¥9,000	¥2,300	¥11,300
		電子(オンライン)	¥9,000	¥1,900	¥10,900
	12歳未満	用紙(町役場来庁)	¥4,000	¥2,300	¥6,300
		電子(オンライン)	¥4,000	¥1,900	¥5,900
変更旅券 (残存有効期間同一)		用紙(町役場来庁)	¥4,000	¥2,300	¥6,300
		電子(オンライン)	¥4,000	¥1,900	¥5,900

※ 未交付失効後5年以内に新たに申請するときの料金は、町ホームページなどで確認を!

1/8(水)開催 国民年金保険料の免除手続等に関する説明会

1月8日(水)町社会福祉センターにおいて、浦添年金事務所(国民年金課)から民生委員・児童委員協議会を対象に「国民年金保険料の免除手続等に関する説明会」を開催しました。

この説明会は、生活困窮者等の「低年金」及び「無年金」を防止し、地域住民の福祉の向上を目的として行われ、約50名が出席しました。

障害年金の受給は、「初診日」と「保険料の納付要件」がポイント!そして、年金に関するほとんどの手続は住民からの届出が必要です!



【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 TEL 098-945-5012

マイナンバーカードに関するお知らせ

■ 時間外窓口(マイナンバーカード受取り・電子証明書更新等)

開設日
時間帯

3月 4日(火) 17:30～19:30
3月18日(火) 17:30～19:30
3月22日(土) 9:00～12:00

※時間外窓口は予約制となっております。
ご希望の方は、下記の電話番号まで
お問い合わせください。

※カード受取り時の持ち物(本人確認書類)は、はがき裏面やホームページにてご確認ください。
※ 病气・障がい、その他やむを得ない理由により、代理受取りを希望する場合は、要件や必要書類等の確認がありますので、事前にお電話や来庁等にてご相談ください。



【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 TEL 098-945-5012

令和6年度

価格高騰対応重点支援給付金(非課税世帯に対する給付金)のご案内

国の方針に基づき、令和6年度非課税世帯に対して、下記内容で給付金の支給を行います。

詳しくは右のコードからホームページをご覧ください。



令和6年度価格高騰対応重点支援給付金(非課税世帯に対する給付金)

【給付額】 1世帯あたり3万円※平成18年4月2日生以降の児童が同居している場合、児童1人あたり2万円加算

【対象となる世帯】

令和6年12月13日時点で西原町に住居登録があり、次のすべてに該当する世帯

●世帯全員が、令和6年度分の住民税が非課税であること。

●住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成された世帯でないこと。

●世帯の中に、未申告である者がいないこと。

※未申告の方は収入申告をして住民税非課税であることの確認が必要です。

※今回の給付金は住民税均等割のみ課税世帯は対象外となります。

※別世帯だが扶養している平成18年4月2生まれ以降の児童がいる場合は加算の対象となる場合がございますので、下記連絡先まで必ずご連絡ください。



【申請方法及び支給時期】

対象者に対して、2月中旬以降から3月上旬にかけて通知書を発送しております。**通知内容を確認して返送が必要の方は返送してください。**書類受理し決定後、3～4週間程度で口座へ振込みます。

【申請期限】 令和7年7月31日(木)

※詐欺被害にご注意ください! 不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

【お問い合わせ】 福祉課(価格高騰対応重点支援給付金 担当) TEL 098-970-8433



内間で発掘調査

現在、字内間集落内で、発掘調査が行われています。
この発掘調査を行っている場所は、「内間敷布地No.1」(遺物散布地)※①のすぐ近くであったことから、遺構や遺物が発見される可能性があると判断されたため、令和四・五年度に、埋蔵文化財※②の有無を確認するため、試掘調査を行いました。すると、井戸の跡や柱の穴の跡と思われる遺構※③やグスク時代から近世にかけての中国製の碗や皿等の破片といった遺物※④が確認されました。このことからこの場所を遺跡「内間村跡」と名付けました。「内間村跡」のある場所は、内間の発祥地といわれる場所のすぐそばであり、古くから人が住んでいた可能性のある場所です。また、カヤブチ御殿やナコーモといった、金丸(後の尚円王)の言い伝えの残る場所の近くでもあります。今回の発掘調査で、もしかしたらもっと明らかになることがあるかもしれません。
また、今月は発掘調査現場での説明会も予定しています。説明会の詳細は町ホームページ等で周知しますので、興味のある方は、是非お越しください。
遺跡は原則触らずにそのまま現地で保存されることが望ましいため、発掘調査の結果によっては、現地保存が可能なのか、開発関係者との協議が行われることとなります。今を生きる私たちの生活に必要な開発と、遺跡の現地保存を両立させることは容易ではありません。なお、現地保存ができないなどのやむを得ない場合は、発掘調査の記録を取り、「記録保存」の形で残すこともあります。
西原町の地中にはまだ知られていない遺跡があるかもしれません。遺跡があることが分かれば、発掘調査を実施することで、西原町の過去の姿の手がかりが見つかるかもしれません。もし、土地を開発する予定がある場合は、必ず文



試掘調査で確認された「内間村跡」の遺構

化課文化財係まで埋蔵文化財の有無について照会していただきますようお願いいたします。(広報にしはら 二月号掲載の文化財コラム「埋蔵文化財とは」参照。)
※①遺物散布地:地表や地中に遺物が多くみられる場所。
※②埋蔵文化財:土地に埋もれている文化財。
※③遺構:土地に残る人の手が加わった跡。住居跡、火を熾した跡、石積み等。
※④遺物:遺跡から発見された人の手によって作られたモノ(土器や石器など)や、人が食べた後に残るかす(貝殻、動物や魚の骨など)。

お問い合わせ 文化課 文化財係 ☎098-944-4998